

業 務 速 報

NO. 1036

2017. 4. 5

J R 東海労働組合

発行 小林 光昭

編集 加藤 光典

2017年度新賃金配分第2回団体交渉開催 回答に不満！本部は持ち帰り検討！ またもや配分回答は等級別に格差！ これでは格差が拡大するばかりだ！

本部は4月5日、『申第30号・2017年度新賃金配分に関する申し入れ』に基づく第2回団体交渉を開催しました。会社から2017年度新賃金配分について回答がありました。会社は、35歳ポイント1,000円（0.31%）の配分を「社員及び専任社員の基本給に、等級及び区分に応じて額を加算する」として、社員の基本給、初任給、昇格時昇給額、専任社員の基本給額の変更を回答しました。また、「配分については、これまでと同様に賃金制度に基づき配分をした」と説明しました。本部は、「ベアは、組合員はもとより全社員の基本給に一律で加算するよう主張してきたが、回答はまたもや格差配分であり認めることができない」と会社回答に対して不満を表明、対立を通告し持ち帰り検討としました。

<会社回答>

平成29年度の賃金改訂について、次のとおりとする。

1. 在籍者への加算

平成29年4月1日に在籍する社員（試用社員を含む。）及び専任社員の平成29年4月1日現在異動後の基本給に、等級及び区分に応じて別表1のとおり額を加算する。

2. 初任給額

基本協約第103条及び第104条に定める初任給額を別表2及び別表3のとおりとする。

3. 昇格時昇給額

基本協約第113条に定める昇格時昇給額を別表4のとおりとする。

4. 専任社員の基本給額

専任社員の雇用に関する協約別表1及び附則第3項に定める基本給額を別表5及び別表6のとおりとする。

5. 実施時期

平成29年4月1日から実施する。

6. 精算日

平成29年6月23日以降準備でき次第とする。

※別表1、2、3、4、5、6は4ページ以降を参照してください。

<主な議論>

会社：平成29年度賃金改訂についての考え方は、これまでの考え方と同じ考えである。具体的には、今回実施する35歳ポイント1,000円の賃金引き上げの配分は、新人事賃金制度移行時（平成18年7月）以降の累計額の現制度への移行時以降の累計の引き上げ額6,000円（2007年600円、2008年900円、2014年1,500円、2015年2,000円、2016年1,000円）に、今回の1,000円を足した7,000円を35歳ポイントに相当するS2等級に反映させ、これを中心として、他の等級の比率を算出した。各等級の比率を乗じて四捨五入（49円以下切り捨て、50円以上切り上げ）した額から、各等級の累計引き上げ額（例としてS2等級は600円+900円+1,500+2,000+1,000=6,000円、）を差し引いた額が今回の基本給加算額である。

専任社員については、一般社員のように等級間の差がないので、基本給額に役付手当をプラスし、引き上げの率（0.31%）を乗じて算出した額を

100円単位で四捨五入したものである。

初任給については、初任給の等級にそれぞれ等級の改訂の加算額を加えたものである。

昇格時昇級額については、改訂額の昇格時の等級と以前の等級との差額を加算した。

組合：組合要求は、ベアに格差を付けず、全社員一律1,000円の加算である。

結局我々の意見は反映されなかった。またもや上には厚く下には薄い会社の回答は、組合の要求とは相反するものである。組合員をはじめ社員の苦労や努力に差などない。にもかかわらず、またもやベアに格差をつけたことに不満の意を表明する。

会社：これまでと同じ考えの回答である。一律と比しても今回の回答で会社が得をすることはない。

組合：4月1日現在の、社員数、平均年齢、平均賃金、改訂後の総引き上げ額を明らかにすること。

会社：明らかにしない。会社の社員数等は他の形でも確認できるはずである。

組合：このまま格差を拡大し続けていくなれば、いずれ必ず社員間に軋轢をきたし安全に支障をきたすことになる。ベアは一律にすべきである。

会社：平成18年の新人事賃金制度導入以降の比率に基づいて、実施している。

組合：新制度から10年経過し当時の等級の社員層の変化もあるはずだが、考慮しないのか。

会社：等級に注目してやっている。等級別の社員数には注目していない。

組合：社員の努力を否定していないなら、全員一律に賃上げすべきである。

会社：会社としてはこれが合理的と考える。

組合：対立である。まったく不満であり、持ち帰り検討とする。

以 上

回答内容の詳細については次ページ以降の、回答資料別表を参照して下さい。

別表 1：基本給加算額

等級	一般社員	医療社員
J 1 等級	700 円	—
J 2 等級	800 円	900 円
J 3 等級	800 円	1,000 円
S 1 等級	1,000 円	1,000 円
S 2 等級	1,000 円	1,000 円
S 3 等級	1,100 円	1,100 円
C 1 等級	1,100 円	1,100 円
C 2 等級	1,200 円	1,100 円
L 1 等級	1,400 円	1,200 円
L 2 等級	1,500 円	1,300 円
L 3 等級	1,600 円	1,400 円
L 4 等級	会社が別に定める。	
L 5 等級		

区分		専任社員
I	生年月日が昭和 30 年 4 月 2 日以降の者	600 円
	上記に該当しない者	500 円
II		600 円
III		800 円
IV		会社が別に定める。
V		500 円

別表 2：初任給額（一般社員）

学校別	初任等級	初任給額
大学（大学院に限る。）	S 1 等級	222,100 円
大学、短期大学（修業年限 2 年以上の専攻科に限る。）、 高等専門学校（修業年限 2 年以上の専攻科に限る。）	J 3 等級	192,300 円
短期大学、高等専門学校、専修学校（高等学校卒業を入学資格とする修業年限 2 年以上の専門課程に限る。以下、別表 3 において同じ。）	J 2 等級	172,700 円
高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。以下、別表 3 において同じ。）	J 1 等級	153,700 円

（注）学校別は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定められたものによる。以下、別表 3 において同じ。

別表 3：初任給額（医療社員）

学校別	初任等級	初任給額
大学（修業年限 6 年の薬剤師に限る。）	S 1 等級	219,700 円
大学（上記以外の薬剤師に限る。）		212,500 円
大学（薬剤師を除く。）	J 3 等級	202,100 円
短期大学、高等専門学校、専修学校		197,300 円
高等学校、中等教育学校	J 2 等級	176,500 円

（注）採用日において、該当する職種の免許を受けていない者は見習発令を行うこととする。この場合の初任等級及び初任給額は、該当する職種の免許を受けるまでの間、別表 2 に掲げる初任等級及び初任給額を適用する。

別表 4：昇格時昇給額

昇格区分	一般社員	医療社員
J 1 等級→J 2 等級	9,400 円	—
J 2 等級→J 3 等級	9,800 円	7,300 円
J 3 等級→S 1 等級	18,700 円	10,400 円
S 1 等級→S 2 等級	9,800 円	8,200 円
S 2 等級→S 3 等級	10,400 円	8,300 円
S 3 等級→C 1 等級	19,600 円	15,500 円
C 1 等級→C 2 等級	10,400 円	9,300 円
C 2 等級→L 1 等級	41,400 円	25,900 円
L 1 等級→L 2 等級	13,500 円	10,400 円
L 2 等級→L 3 等級	18,700 円	15,500 円
L 3 等級→L 4 等級	会社が別に定める。	
L 4 等級→L 5 等級		

別表 5：基本給額（専任社員）

区分	対象	月額
I	基本協約第 101 条別表第 2 中 J 1～S 3 等級相当職にあった者	183,200 円
II	基本協約第 101 条別表第 2 中 C 1、C 2 等級相当職にあった者	193,300 円
III	基本協約第 101 条別表第 2 中 L 1、L 2 等級相当職にあった者	204,500 円
IV	上記 I～III 以外の職にあった者	会社が決定する。
V	上記 I～IV にかかわらず、定年退職時に次のいずれかに該当する者 (1) 就業に支障がある健康状態又は勤務状況の者 (2) 定年退職までの勤務成績が特に劣悪な者 (3) 就業に必要な意欲・能力を欠いた者	162,800 円

※区分 V に該当する場合、原則として役付手当は支給しないものとする。

別表 6 : 基本給額 (生年月日が昭和 36 年 4 月 1 日以前の者で、かつ、別表 5 に定める区分

I 及び区分 II に該当する者)

(1) 生年月日が昭和 30 年 4 月 1 日以前の者

区分	月額
I	162,800 円
II	183,300 円

(2) 生年月日が昭和 30 年 4 月 2 日以降昭和 32 年 4 月 1 日以前の者

区分	適用期間	月額
I	62 歳に達する日の属する月まで	183,200 円
	62 歳に達する日の属する月の翌月以降	162,800 円
II	62 歳に達する日の属する月まで	193,300 円
	62 歳に達する日の属する月の翌月以降	183,300 円

(3) 生年月日が昭和 32 年 4 月 2 日以降昭和 34 年 4 月 1 日以前の者

区分	適用期間	月額
I	63 歳に達する日の属する月まで	183,200 円
	63 歳に達する日の属する月の翌月以降	162,800 円
II	63 歳に達する日の属する月まで	193,300 円
	63 歳に達する日の属する月の翌月以降	183,300 円

(4) 生年月日が昭和 34 年 4 月 2 日以降昭和 36 年 4 月 1 日以前の者

区分	適用期間	月額
I	64 歳に達する日の属する月まで	183,200 円
	64 歳に達する日の属する月の翌月以降	162,800 円
II	64 歳に達する日の属する月まで	193,300 円
	64 歳に達する日の属する月の翌月以降	183,300 円